

## 観音寺市特別職報酬等審議会（第2回）議事録

- 1 日 時 平成30年11月22日（木） 19時～19時30分
- 2 場 所 観音寺市役所203会議室
- 3 議 題 (1) 第1回審議会の補足説明  
(2) 答申について  
(3) その他
- 4 出席委員 三好治夫氏、石川豊氏、守谷通氏、篠原公七氏、國土セツ子氏、  
大矢省吾氏、須田雅夫氏
- 5 審議（発言）内容等

（事務局：秘書課長）

「ただいまより、第2回観音寺市特別職報酬等審議会を開催いたします。」

「はじめに、守谷会長よりご挨拶をお願いします。」

<会長挨拶省略>

（会長）

「それでは、第1回審議会の補足説明を事務局よりお願いします。」

（事務局：秘書課長）

「議員報酬を比較する資料の表中には、政務活動費という欄があります。観音寺市にはこの政務活動費がございません。」

「本日お配りしております別添資料に、政務活動とは何かを記載しております。」

「地方公共団体は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究のために必要な経費の一部を、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができ、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収支報告書を議長に報告するものとされております。」

「なお、政務活動費の使途基準は、各地方公共団体で定められており、研究調査費として、会場借上げ料、講師謝金、出席負担金、会費など。調査旅費として、交通費、旅費、宿泊費など。資料作成費として、印刷製本費、翻訳料、事務用品購入料など。資料購入費として、図書購入費、資料等購入費など。広報費として、報告書印刷費、送料など。広聴費として、会場借上げ料、印刷製本費など。人件費として、研究活動を補助する職員を雇用する経費。事務所費として、賃借料、維持管理費、備品などの費用があります。」

「本市には政務活動費の制度がないため、議員報酬の中でこれらの費用を確保しなければなりません。したがって、資料の中に政務活動費を含めた金額での比較を表示させていただきます。」

(会長)

「前回の補足説明を受けましたが、何か質問はございませんか。」

(事務局：秘書課長)

「県内では、東かがわ市と本市だけが政務活動費がないという状況です。」

(委員)

「これは、いつからですか。」

(事務局：秘書課長)

「合併当初からです。」

(委員)

「三豊市の議員報酬と政務活動費を合わせた額が、大体同じになるということですか。」

(事務局：秘書課長)

「政務活動費を合わせるとそういうことになります。」

(会長)

「ほかにございませんか。」

「質問がないようなので、次の議題に進みます。」

(事務局：秘書課長)

「それでは議題2の説明をさせていただきます。」

↓

#### 【事務局説明事項】

答申内容の例について、次の3パターンを説明する。

- ①報酬等を定める条例の改正を求める内容
- ②報酬等の改定は行わず、一時的な減額措置を求める内容
- ③報酬等を据え置く内容

(事務局：秘書課長)

「それではまず、市長、副市長及び教育長の給料を審議いただき、その後に市議会議員の報酬について審議いただくということでしょうか。」

(会長)

「それでは、市長、副市長及び教育長と市議会議員とを分けて審議したいと思います。」

「まず、市長、副市長及び教育長について審議したいと思います。」

(委員)

「現在10%カットを実施しているが、答申の例には、10%カットを除くという内容はないのでですか。」

(事務局：秘書課長)

「このカットについては、市長の選挙公約であります。」

(委員)

「平成22年度からカットが続いている。」

「それから何期が過ぎていますか。」

(事務局：秘書課長)

「2期目にカットを始めて、現在4期目です。現任期の選挙でもカットの継続を公約とされています。」

(事務局：政策部長)

「毎年、市長の意思を確認して、10%カットする条例を議会に上程しています。」

(委員)

「それでは審議する必要はないのではないのでしょうか。」

(事務局：秘書課長)

「カット前の金額を審議願います。」

(委員)

「カットしているのに、報酬を上げる答申は考えられないのではないのでしょうか。」

「まずカットを除いて、それから審議すべきでは。」

「前回の答申で、カット前の947,000円が適当だとされたのではないのですか。」

「市長の公約以外、どういう理由でカットしているのですか。」

(事務局：政策部長)

「給料は947,000円と決めています、毎年、市長に確認して10%カットの条例を上程しています。」

「給料としては定まっていますが、市長の意思で下げている状況です。」

(委員)

「10%カットは市長の意思で行っている。我々としては、947,000円について他のところから検討して、適正であるかを判断するということでしょう。」

「10%カットは我々が強制しているわけではない。そここのところの説明をはっきりしないと皆さんが間違えてしまいます。」

「947,000円について、適正であるかどうかを判断しなければならないということですね。」

(事務局：秘書課長)

「はい、そうです。」

(委員)

「現行のままの給料の額でいいと思います。」

「他市と比べて高くもなく安くもない、だいたい横並びでしょう。現行のままでいいと思います。」

(会長)

「ほかの委員どうでしょうか。」

(委員)

「このまま据え置きでいいと思います。」

(委員)

「公約で任期中は10%カットが続くということですが、期末手当と退職手当の計算については、いわゆる条例の金額を使うのか、それともカット後の金額で計算するのですか。」

(事務局：秘書課長)

「期末手当と退職手当については、カット前の金額を使います。947,000円を基にボーナスと退職手当は計算し、毎月の給料のみがカットされます。」

(委員)

「現行のままでいいと思います。」

(委員)

「大多数ですので現行のままで。」

(委員)

「私も現行のままで。」

(会長)

「大方の意見は、現行のままでということですね。」

(委員)

「答申の後も、10%カットはそちらがするということですか。」

(事務局：秘書課長)

「私どもではなく、市長の考えになります。」

(事務局：政策部長)

「おそらくこれまでの姿勢から、継続すると思われそうです。」

(委員)

「現行の947,000円、730,000円、651,000円は同額で構わない。あとのカットは、市長の考えであり、我々に関知しないということですね。」

(会長)

「それでは、市長、副市長、教育長の答申内容について確認します。」

「現行どおり、市長が947,000円、副市長が730,000円、教育長が651,000円ということで答申するというのでよろしいでしょうか。」

↓

《各委員了承》

(会長)

「具体的な答申の文面については事務局に作成していただきます。」

(会長)

「続いて市議会議員の報酬について、審議したいと思います。」

「議員報酬について、何かご意見はありますか。」

(委員)

「市長、副市長、教育長について、据え置きとしたが、市議会議員についてのみ下げるとい

う要素はないのではないか。人事院勧告により職員の給与もアップしている。」

↓

他に特段の意見なし

(会長)

「市議会議員の報酬については、現行どおりということでよろしいでしょうか。」

↓

《各委員了承》

(会長)

「市議会議員の報酬については現行どおりということですので、具体的な答申の文面については事務局に作成していただきます。」

(会長)

「本日の審議の中心であります、答申の内容について、一定まとまりました。委員の皆様にはお礼申し上げます。これで議題2に関しては、終了したいと思います。」

(会長)

「それでは、その他について、事務局から何かございますか。」

(事務局：秘書課長)

「本日は、慎重なご審議を賜りまして、ありがとうございました。」

「事務局におきまして、先ほど会長から指示がありましたとおり、答申案を作成して、次回審議会までに書面で確認いただきたいと思います。」

↓

第2回観音寺市特別職報酬等審議会を終了とする。